

退職【普通徴収の場合】

退職・休職等により特別徴収できなくなった残額について、本人が直接納付することとなる場合は、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄で③を選んでください。
※納税義務者が海外へ帰国する場合などについては、最後の給与から一括徴収するか、納税管理人を指定してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
付印 8
市町村民税 道府県民税 森林環境税
京丹後市長
令和 8 年 10 月 9 日 提出
〒 627-8567
所在地 京都府京丹後市峰山町杉谷〇〇番地
名称 京丹後株式会社
個人・法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
課係 人事課 給与係
氏名 京丹後 二郎
電話番号 0772-69-0000
内線 9999
整理番号
7年度 特別徴収 指定番号
宛名番号
8年度 特別徴収 指定番号 12345678
宛名番号 98765432
フリガナ キョウタンゴ イチロウ
氏名 京丹後 一郎
生年月日 元号 3 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 45 年 12 月 1 日
個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2
住所 1月1日現在 京都府京丹後市峰山町杉谷〇〇番地
異動後 同上
(ア) 特別徴収税額 (年税額) 38,500 円
(イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 6 月分 9 月分 12,900 円
(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 10 月分 5 月分 25,600 円
異動年月日 令和 8 年 9 月 30 日
異動の事由 番号を記入 1 1.退職 2.転勤 3.休職・長欠 4.死亡 5.支払少額・不定期 6.合併・解散 7.その他
7.その他の理由を記入
異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 3
① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)
1月1日以降退職時までの給与支払額 500,000 円
控除社会保険料額 125,000 円

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者)
所在地 〒
特別徴収指定番号
担当者 氏名
電話
新しい勤務先へは、月割額 円 を 月分
(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
フリガナ
法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。
受給者番号
納入書の要否
番号を記入 1 必要 2 不要

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。
徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入
左記の一括徴収した金額は、 月分(翌月10日納期限)で納入します。

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合(①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入
異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3 死亡による退職のため。
旧特別徴収処理欄
7年度 月分以降の月割額は
8年度 月分以降の月割額は
1.特別徴収義務者を変更
2.普通徴収切替
3.一括徴収
4.その他
入力者 点検

Table with 6 columns labeled A through F and 2 rows of data.